



一つか、限度額の引き上げでございました。これはおかげさまで一定の条件ながら千三百万円の引き上げができることになつたわけでございま

もう一つの制度改善は運用制度の改善でございまして、これは從来からも要求しておったわけでございますが、運用範囲に株式あるいは株式を組み込んだ特定金銭信託等を加えるということ、あるいは余裕金を積立金と同様に運用いたしたいと、いう二点を含めた運用の問題の制度改善でございました。

この点につきましては、大蔵省と大変いろいろと折衝したわけでございますが、一つには、國が株式等変動する資産を持つという問題についての議論が煮詰まりませんで株等の運用ができなかつたわけでございます。

また、余裕金につきましても、他の特別会計の余

裕金に影響が出るというようなことから合意が得られませんで、したがいまして二つ制度改善を要求いたしましたけれども、一方の方だけが成功して、一つの方はまだ解決に至っていないということでございます。

○大木正吾君 御努力等もありまして簡保の加入者の数も幾らかふえてきてる感じがいたしますが、言えども民間のこの生保と簡保の関係などについて若干手元の資料等で比べてまいりますと、例えば運用の資産の問題で、総額四十八兆五千八十九億が大体六十年九月末の民間生保の額でございましすし、簡保の方は二十七兆九千億、これは六十年十二月でございますが、そういった数字をちょっと申し上げますが、問題は、今ちょっと局長のこと、ある答弁にございました株との運動ということ、あるいは表向き四十八兆と、民間の場合でありますと、資料によりますと民間の生保は資産運用として株式を相当所有しているわけですが、これは簿価等で計上されていまして、現在の株の高騰の額に引き直しますと相当な額になるだろうと思うんですが、そういう問題等について恐らく局長はすべて御承知の上で大蔵と折衝された、こういうふうに考えますが、そう考えてよしゅうござ

○政府委員(一木實君) そのとおりでございま  
す。

○大木正吾君 ちよつと、やつぱりその辺のこと  
が一般には割合わかつていただけないのじやない  
かと思うし、大蔵省から四重林司局長お見えでござ  
ひ

○説明員(石坂國身君) 昨年と申しますが、六十年度の予算の過程で株式等への運用の要求が郵政省からあつたことは御指摘のとおりでございまますか、もしこれについて、なぜ民間の保険、生保との関係について資産の運用について差別をつけなきやならないか、これについて概念的なことをまず伺いましょうか。

ます。  
ムニ、萬景齋は國の寺川八十石義子、う二

利とも、簡易資金は国の特別会計事業といふことでございまして、国の制度、信用を通じて集め

た資金を確実な方法で運用していただき」というふうなことで制度ができ上がつてはる」とハラムウチ

理解をさせていただいております。株式等元本保

証のないものに運用するということは、今局長の方からも御答弁ございましたけれども、非常に変

動性の高いというふうな不安がござります。ま

た国が株主としての地位を取得して株主権を行  
使して民間の企業の経営に関与するといったこと

についての検討も必要かと思います。そういうふた  
ふた、うなづく、問題がありまして、今回部教省

いろいろが難しい問題がありまして、一回垂政省と十分検討、協議をさせていただいたのでござい

ますけれども、六十一年度においてはこれが実りなかつたと、いうことでござります。

○大木正吾君 株の場合には非常にリスクが心配

だと、こういふことのようなんですが、ドイツなんかの話など、資料で詳見しますと保険会社相互

この話から、資料一抄見の二、保険会社社員の間で、民間の保険でしようけれども、保険を掛け

合つてそういった方が一のことについて備えてい  
る話。出典：二二二、二二三、二二四、二二五の御意見

る話も出てきていまし 同時にあなたの御意見でいきますと、今後棒状でもつて上がっていく株

式との兼ね合いで物を考えた場合、国営事業であ

りながらもしかし民間と競争しなくてやいけない」という場合、結局加入者が、損害とまでは言いま

せんが、不利な状況に落ち込むということになつた場合の心配も出てくるわけですが、株式の運用について簡易保険自身はどうしてもやつちやい不可以ない、こういうふうにかたくなに考えているんですか、その辺どうなんですか。

○説明員(石坂國身君) やはり国の特別会計事業として実施をしているものであるというふうな点が私は非常に重要な点であるというふうに考えております。特別会計事業いろいろなものがあるわけでございますけれども、やはりこうした非常に価格の変動の大きいものである、元本割れの危険もある、過去にも非常に大きく株価というのは変動しておるわけでございますので、そういうたて点を考えますと、やはりどうしても不安がぬぐい切れないと、いうふうに申し上げさせていただきたいと存じます。

○大木正吾君 ちょっと質問の順序をしからば変えさせていただきますけれども、実は民間の関係で申し上げますと、厚生年金ですね、厚生年金の資金の運用の中にごく金額が少のございますけれども、ことし新しく金銭信託に多分投資をするであろうと思われます厚年事業団の三千億円の資金を認めたことが予算に出ていますね。これはどういう考え方でやられたのですか。

○説明員(石坂國身君) これは特別会計ではございませんんで、一つの法人といたしまして独立して事業をやっておるというふうな特殊法人でござります。そういう関係でやはり特別会計の事業と同一には論じられないのではないだろうか。それから、やはりその今の御指摘の事実につきましても株式への運用ということは考えておらないといふふうに聞いております。

○大木正吾君 金銭信託でございましてもこれは本人の希望によりまして株の運用ができるわけじゃないというふうに私たちも承っていますからね。だから、それは用途を特定しながらお認めになつたのがどうか背景はよくわかりませんけれども、ただ、御承知のとおり保険は国営であっても何でもやっぱり契約でき上がつておるわけですか。

ね。そうしますと、厚生年金の資金は、ここに専門の片山先生おられますけれども、これは強制的に結果的にはサラリーマンが月給から天引きされている、言えば義務的な負担ですね。出もとでですよ、出費の一番もとですね。もとはやつぱり契約でできているものでは簡易保険は国がやっていましたしも契約ですよね。一方は税金に準ずる形でもって、言えば年金の資金として徴収される、こういうものですね。その使い道の先の方で一方は緩やかになって一方はかたい、こういうことに付いて何か矛盾を常識的に感じませんかね。

○説明員(石坂匡身君) ただいま御答弁申し上げたとおりなのでござりますけれども、いわば財政投融資の対象の機関としての事業団、特殊法人がござります。その事業団の資金運用として今御指摘になつたような金銭信託というふうなものがあるわけでござりますけれども、それにつきましてはやはり株には運用しないというふうに伺つておりますし、それからこの簡保の場合特別会計事業でございます。いわば国の事業である、片や一つの独立した法人であるというふうな点に差異があるのでなかなかどうかというふうに考えておるわけだと思います。

○大木正吾君 いや、それ納得できないんですけどれども、ほかにも質問がありますからまたこの次の機会でもいいですけれども、もとはいづれにしてもこれは税金に準ずるものでもつて徴収している、それがどこか別の事業団に移つた場合には自由な運用がもつと幅広くできるというものと同時に、一方は国営の簡易保険だけれども自由契約でできているものですね。そのものが結果的に資金の運用が税金に準ずるものよりも自由がきかないという、この辺のことは僕は法律論争じゃないのに、もう少しやつぱり社会のあり方といいましょうか、金銭の運用の問題について大蔵省少し意見をかた過ぎる。こういう感じがいたしますので、このところは今後さらに大蔵委員会でもどこでもいいです、またお邪魔しまして勉強させてもらいたいし、同時に研究も私どもでさしてもらいたい

し、同時に大蔵省自身もその辺のことはもつと考  
えてもらいたい、こう考えている問題点ですね。  
さて、次に変額保険の登場ということで、これ  
は新聞で拝見しますと何か十月ぐらいにもこれが  
登場することになりますが、これも結果的には株  
の問題に絡むのかかもしれません、こういうものが  
出でますと、簡易保険と民間の生保との競争関  
係というものは決定的に簡易保険はいわば不利にな  
る、こういうふうに考えて差し支えないと思うん  
ですが、それはどうですか。

○政府委員(二木實君) 今、十月ごろ民間の生保  
が変額保険を発売するというようなことで準備を  
進めているというふうに聞いておりますが、その  
中身等は詳細にわかつております。それで、その  
有価証券を分離勘定によって運用するというも  
のでございまして、従来の統合運用よりも有利だ  
と言われておりますが、その点もまだどの程度の  
組み込みができるのかよくわかりませんので不明  
でございます。この変額保険の先輩としてはアメリ  
カがもう既に長年やっているわけでございます  
が、アメリカの変額保険の態様を見ますと、全体  
でまだ保有件数等も低いようですが、内  
容は、コストがかかるということから中高所得者  
を対象として割と保険金の高いものがアメリカで  
は変額保険として発売されておるようございます。

日本の場合に金融環境が大分違いますので、こ  
れがどういう金額のものが主に発売されるのかわ  
からないわけですが、私どもの無診査保険にどの  
くらいこれが影響するかということについては今  
のところ不明でございます。御指摘のようにこれ  
は株をということになりますと、私どもの運用法  
上の制約がございまして、郵政省の簡易保険とし  
ては直ちにこれと同じような商品は発売できない  
ということになっていますが、これからもいろいろ  
と検討はしてまいりたい、そのように考えてお  
る次第でございます。

○大木正吾君 先の方でやろうと思つたんです  
が、ついでですから大蔵省も含めて伺いますが、

最近のこの異常な株の高騰は一時的なものとお考  
えですか、それともまだ少し小さな波はある  
ましても、一年間にダウ平均でもって千二、三  
百円ぐらい上がっていく傾向を持つようにお考  
えですか、どうですか、その辺のことは。これは担  
当が違うからとおっしゃらずに教えてほしいと思  
うんですがね。

○説明員(石坂国身君) 大変難しい御質問でござ  
いまして、株の動きというのは物の値段でござい  
まして、経済の要素ばかりじゃございません、投  
機的な要素とか、かなりいろんな要素で決まって  
くるわけでございますから、どういうふうになる  
かというのは必ずしもよくあればござりますけれ  
ども、ただ金利が安いということは言え  
ることにつながりやすいというふうなことは言え  
るのではないかと思いますけれども、これから先  
のことはちょっと私ども何ともお答えしようがござ  
いません。

○大木正吾君 遠慮されて答えていらっしゃる。  
どこか講演でも行つたらもっと立派なこと言うん  
だらうと思ひますけれども、私、国会の場だから  
遠慮されているかと思つて、いますけれども、大体  
最近の金融関係の雑誌など拝見いたしますと、オ  
イルの最近の下落の状態とか、組合がだらしない  
ものですから賃金が余り上がりない問題とか、物  
価が割合に安定している問題とか、そういうこ  
とを含めて総合しますと、やっぱり何だかんだ言  
いましても株が大変な下落 この間ちょっと一遍  
三百何十円下がりましたけれども、しかし年間を  
通していきますと、恐らく来年の今ごろはダウ平  
均一万六千円を超えると。大体専門家筋の話を野  
村の方とかなんかに聞きますと、まだ四、五年間  
はそういう上下が続くだろうということが言わ  
れておりますね。もう一つ、その周辺には、見え  
年金のことと伺いますけれども、実は年金につき  
まして、大臣は郵便年金に入っているかどうかは  
わかりませんが、

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

の方に資金が流れくるんですね。そういうた傾  
向といものはここ数年間、中期的あるいは二年  
か五年ぐらい変わぬというのが大体僕らの見て  
いる雑誌や新聞の紹介の仕方なんですよ。です  
から、そういったことをよく大蔵省の方々御存じ  
であるけれども、そんなことを無責任には答えら  
れない気持ちはそれはわからぬでありますんけ  
ども、そういうことを考えますと、やっぱり  
変額保険といものが、二木さんさつきおっしゃ  
ったけれども、まだ全貌は確かに明らかでないか  
もしれませんけれども、恐らく相当中型の保険、  
金額的に幾らくらいのことを言うか別にしまし  
て、これは相当日本にも広がつてることは間違  
いないと思うんですね。

そうしますと、簡易保険の場合にこれを将来と  
も考へないでいくのかどうかという問題ですね。  
同時に、競争関係ですかね、ニーズの関係で  
す。だから、そういう関係で考えて、いますと、  
やっぱり簡易保険の募集なり、言えば加入者が頭  
打ちをしてしまうとか、結果的にはやっぱりそ  
いつた意味合いで変額保険といものをどうして  
もこれは将来考へざるを得ないとか、そういっ  
た点にぶち当たるというふうに、私自身先行きを考  
えた場合、どう考へるのですが、郵政省御自身これ  
について、先行きについては前向きに検討される  
お気持ちですか。

○政府委員(二木實君) 私どものこれから商品  
というものを考へた場合に、この変額保険も一つ  
の考へべき商品かと思ひますが、すべてやはり  
運用制度との組みといふことになつてまいるわけ  
でございますので、そういう組みを考えながら  
これも一つの検討材料として当然検討を進めてい  
きたいと思っております。

○大木正吾君 次に、ちょっと話題を変えまして  
年金のことと伺いますけれども、実は年金につき  
まして、大臣は郵便年金に入っているかどうかは  
わかりませんが、

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

ら主税局の方がいても別に心配ありませんけれど  
も、とにかく始まつた年から入つたんです  
よ。それで来年ぐらいからもらえることになるは  
ずなんですかね。そういう関係で見て、最近  
民間から盛んに個人年金の勧誘なんがあるもので  
すから、資料をちょっととちょっとだいして調べてみ  
たら、やっぱり郵便年金が非常に分が悪いという  
ことがはつきりしておられますと、ちょっととこれ例  
を大さつぱに引いてみたんで聞いていただきたい  
んですけど、例えば四十歳で民間の生保に加入いた  
しまして毎月四万二千七百円、十二倍いたしまし  
て年間約五十一万円ですね。これを二十年掛け  
て年間約五千一百万円ですね。これを二十年掛け  
て年間約一千万円、こうなるわけですね。それ  
に対しまして郵便年金の方は、同じ四十歳で入  
ったといたしまして、月額三万九千九十六円掛け  
て年間約五千一百万円ですね。民間の生保百七  
十二万円だそうで、六十歳支払い開始で百万円達  
うんですね。こういうようなケースが出てきてい  
ますけれども、六十歳の支払い開始のときの郵便  
年金最高額が七十万円ですね。民間の生保百七  
十二万円だそうで、六十歳支払い開始で百万円達  
うんですね。こういうようなケイセイが出てきてい  
るわけですから、これについて二木局長、どう  
いうふうにお考へですか、こういう状態でもつ  
てやれるかどうかということなんですがね。

〔理事片山甚市君退席、委員長着席〕

○政府委員(二木實君) 年金もそうでございます  
が、各社いろんなバリエーションのものを出して  
おりまして、同一の条件でないわけでございま  
す。私ども、この例がちょっとよくわからないん  
ですが、例えば終身年金の場合に保証期間とい  
うのが十五年ございますが、民間の場合には十年と  
いうのがあるようございまして、そういった保  
障期間が長い短いだけでも掛金の率も違つてくる  
わけでございまして、そういうものを、しかも  
どのくらい余命というものを考へて遞増していく  
か、あるいは最初から十年間高いもので払つてい  
くのかというような仕組みの違いがあるわけでござ  
いまして、トータルで見る必要があろうかと思

いますが、私どもとしてその条件を同じにすればほとんど変わらないんじやないか。それで、トータルで見た場合には、またこれも、最初のうちは低くとも長生きすればほとんど変わらない。私が保障期間十五年というふうに考えていますのもが保障期間十五年というふうに考えていますのは、大体そのくらい長生きされるということでおこるわけでございますので、実態はまあ遙かに違います。

○大木正吾君 ちょっと答えが私の期待する答えになつてなかつたんだがつかりしたんですけどおこるわけでございます。

これ、四月の週刊朝日の特別号に出ているんですけれども、民間の年金の事例が出ておりまして、ページ数もたしかここにあるんですが、それは抜きにいたしまして、ただ、これは大臣にも聞いておいていただきたいんですけれども、きのうの読売新聞ですか、何か年金の特集のページがございまして、うちの家内もそれを読んでいたようですが、一人半ぐらいですか、一人といたしましても月に三十万円なければ生活ができる、こういうふうな記事が相当大きく載つておりますし、新聞読まない女房なんですが、珍しく読んでしまして、そして、お父さん、私やれるだらうか、こういう話なんですね。まあ年七十二万ということは月六万円しかないわけですよ。私がぼつくり死ねばその半分ぐらい行きますから幾らか落ちつくかもしれませんけれども、結局、何といましても高齢化社会というものが迎えているものは、私が資料説明をちょうだいしたとき二木さんにも申し上げたんですが、むしろ、保険の金額を上げることも結構けれども、やっぱり社会のニーズというものは高齢化社会ですから老後生活に集中しているんじゃないか、こういう問題を申し上げまして、もう少し郵政省、年金に対する取り組みをしつかりしたらどうでしょうかかといふことをたしか申し上げたことを記憶しているわけですがね。

ですから、そういう意味合いで考えますと、今いろいろお答えがありましたけれども、そういった

ことも私の手元に資料ござりますから細かな議論をやつてもいいんですが、とにかく七十二万と百七十二万の違いというものは、これは決定的に運用の背景が違うんですね。ですから、そういうとが保障期間十五年というふうに考えておりますのは、大体そのくらい長生きされるということでおこるわけでございます。

○大木正吾君 ちょっと答えが私の期待する答えになつてなかつたんだがつかりしたんですけどおこるだけで出てくるわけでございまして、今おっしゃられたように、大体いろんな仕組み、保障が十五年だから云々といったものじゃなしに、ここに資料をちょともらつてきたものが一、二部ござりますけれども、こういうふうにしていろんな形でもってこれ増額しているんですね。ですから、こういったことが結局できるということは、その背景には資産の運用がやっぱり物を言つてあるわけですよね。そのところに気がつかないと私はやっぱり郵便年金には、言えば一つの限界がある、こういうふうに感じていてるわけなんですが、少しやつぱりその辺の問題につきまして、言えば民間の側の、とにかく大蔵省が厳しく運用の面でもつて幅を広げてくれないからどうにもならないといふことなのか、あるいはそりいふた背景は抜きにしても、民間の年金と個人年金を比べても負けない、絶対に遜色ない、こういうふうに言つていただけるかどうか、もう一遍その辺のことはお答えいただけませんか。

○政府委員(二木實君) 確かにそれぞれの運用の仕方、先ほども議論ございましたように、郵政省

の運用というものが民間に比べれば対象も範囲が狭くて低いわけでございますが、その中におきまして年金の資金につきましては優先的に今高利回りのものに運用をしているところでございます。

○政府委員(二木實君) 現在大変伸び率がいいわけですが、これはいいと申しましても五年から始まつた新しい制度でございますので、当然まだ母数が小さいわけでございます。六年から、今の加入の増高傾向だけでも、郵政省自身、年金について民間との競争が当然激しくなつてしまふにお考えですか。

○政府委員(二木實君) 現在大変伸び率がいいわけですが、これはいいと申しましても五年から始まつた新しい制度でございますので、当然まだ母数が小さいわけでございますから、今の加入の増高傾向だけでも、郵政省自身、年金について民間との競争が当然激しくなつてしまふにお考えですか。

○大木正吾君 今のお答えそのとおりで、けさもち見ておりまして、同時にもう少しやつぱり年金社会といいましょうか、高齢化社会——年金ニーズですから、そういう問題も含めて簡易保険の

限度額の増高も結構ですけれども、郵政省自身、年金について民間との競争が当然激しくなつてしまふにお考えですか。

○大木正吾君 今のお答えそのとおりで、けさも話したんですけれども、三十万円なんてことはとてもじゃないけれどもだめだよ。大体二十万で

もつて年とつたら一人で暮らしていこうという話をしたわけで、ちよとあなたの答えと同じなん

ですけれども、ですから、ただやつぱり背景にあります國が經營する、國がやつてているから運用が

できない、これはまたこれからの質問もつてさらには大蔵からも聞くんですけれども、同時に公的

年金が高齢者社会でもつて結果的には相当抑えられるといいましょうか、不利になつているとい

うことです。私は、やはりこれが公的年金の

補完ということで考えますと、この年金というも

のにもつと力を入れなければならぬと思っており

ます。

それからまた金額でございますが、現在最高七十二万円、月六万円といふことになりますが、私ども、この金額よりもむしろ件数がまだ少ないといふことで件数増に力を入れていてるわけでござりますが、さらには現実に加入されている方々の年金額を見ますと、平均が約二十万円程度でございます。七十二万円の最高に入つていらつしやる方

は四〇程度でございます。私ども思ひますと、公的年金というものが少ないとは言ひながらも十七万多いわけでござりますので、そういうとが増配という形で乗つけておりまして、その増配分を計算に入れておきますと大体長期間にわたつての、例えば終身年金等でございましたならば対等にやつていてけるというふうに考えておりますが、これからの支払いの状況を見ますと、私ども三

年の増加方式をとつてゐるわけでございますが、

さらに各年度の予定の運用利回りが大変それより

多いわけでござりますので、そういったものを

増配という形で乗つけておりまして、その増配分

を計算に入れておきますと大体長期間にわたつての、例えは終身年金等でございましたならば対等

にやつていてけるというふうに考えておりますが、これからの支払いの状況を見ますと、私ども三

年の増加方式をとつてゐるわけでございますが、

さらに各年度の予定の運用利回りが大変それより

多いわけでござりますので、そういったものを

増配という形で乗つけておりまして、その増配分

を計算に入れておきますと大体長期間にわたつての、例えは終身年金等でございましたならば対等

にやつていてけるというふうに考えておりますが、これからの支払いの状況を見ますと、私ども三

年の増加方式をとつてゐるわけでございますが、

そこで問題は、さつきの大蔵との話の中にも出

てきている問題ですが、郵政省御自身は、ことし

これからは取り上げていくべき問題だらうと、こ

う考えていてます。

そこで問題は、さつきの大蔵との話の中にも出

てきている問題ですが、郵政省御自身は、ことし

これからは取り上げていくべき問題だらうと、こ

う考えていてます。

時に対象ですね、それについてどういうような課題を大蔵省の話の中にはお出しになつたんですか。

○政府委員(二木寅君) お答え申し上げます。

資金の運用の問題二つございまして、一つは制度の改善でございます。先ほども御説明申し上げましたように、株式あるいは株式を組み込んだ金銭信託というふうなこと、あるいは余裕金の積立金同様の運用の二点を出したわけでございます。

また、一方財投の協力ということで從来もやつてまいりまして、その財投協力の中におきましても運用対象につきましていろいろと毎年見直しをしているところでございます。郵政省として特に必要なものと要求し、実現したわけでございます。

○大木正吾君 結果的には相当絞られたわけでございません一千三百万までいった中で、逆に今度は子供さん方とか御老人の方々の金額が減らされた、こういう経過、この法律の説明の中でも承っておりますけれども、どうもやっぱり基本のところが抜けてない。こういう感じがいたしますので、これはどうしても先ほど株の問題でも若干の論争をいたしました問題というのもございますが、私はやっぱり最近の経済事情と言つていいでしようけれども、その中における産業のあり方、言えば金融市場というものをどの産業に含めるかといふことは、私も専門じゃありませんからなかなか明確に自分自身も答えを持つてゐるわけじゃありませんが、いろんな産業がござりますけれども、金融絡みの、言えば市場というか、産業が相當に広がつてきていることは間違ひありませんから、今お答えあつたとおり、新しい運用の仕方、運用の対象の範囲の拡大、これについては大蔵省本當にもう一例えれば農林共済とか教育共済、あるいは公務員の共済組合の場合にありますと相当運用については、これ割合に資金のものが苦しいからかもしれませんけれども、相当共済組合関係でも緩やかな運用の対象を結局認めているわけでしょ。そういうことからしますと、どうもやっぱり

簡保、年金等の運用については厳し過ぎる。こういう感じがするんですけれども、共済組合の運用との関係については大蔵省等はどういうふうにお考えですか。

○説明員(石坂匡身君) 共済組合、いろいろな共済組合があるとかと存するわけでございますが、国家公務員共済の例で申し上げますれば、大体加入者に対する還元という部分とそれから運用部に対する預託という部分と、それから一般的な運用というふうに分かれているかと思うわけでございます。ただ、その全体としての利回りは必ずしもよくはないというふうに承知をしております。

○大木正吾君 これはどこかの資料かわかりませんけれども、私の手元に入っている資料ですが、株式の欄を見ていきますと、結局簡易生命保険はバランスである、民間の生命保険はもろんマルだと、國家公務員等共済組合も株式に対する運用は大いにやれと、こう書いてありますね。もちろんこれは農林共済も教育共済関係、民間の教育関係の共済組合も株式運用をやっているわけですから、資金の質からいってたらどうなりますかね。

○説明員(石坂匡身君) この問題は、年金の中でも例えれば厚生年金については全額資金運用部預託になつておるというふうなことでございまして、た点が非常に強い運用の仕方になつておるというのが現実のところであらうかと思うわけでございます。

味合いで、やっぱり資金の出どころのところは税金に準ずるものと、言えば自分の余裕金による契約というものとは違うと思うんですね。そういう意味合いのことも含めて考えたときに、一方は株式運用は自由ですよといって、もしも、じや共済組合関係でもつて株でもつて大きなリスクが生じた場合に、それをどうするおつもりなんですか。大蔵省御自身はどういうお考えを持たれますか。

○説明員(石坂匡身君) 株を運用していると承知しておりますのは国家公務員共済の例であります。ただ、その全体としての利回りは必ずしもよくはないというふうに承知をしております。

○大木正吾君 農林もやつてるんだ。みんなやつてるんだ。

○説明員(石坂匡身君) 農林もそうでござりますか。

私がども承知しているところでは、株に対する運用は非常にウエートが小さいというふうに承知をしております。

○大木正吾君 ウエートが小さいとか大きいじゃなくて、要するにそういうもののを認めていないから一方で認めていないのはどういうわけなんでしょうかと、こう聞いているわけですよ。私たち

国は日本の事業として行つてあるものにつきましてはやはり安全、確実といいますか、そういう点が非常に強い運用の仕方になつておるということが現実のところであらうかと思うわけでございます。

国の特別会計事業であるという点がやはり一つ大きなポイントであろうというふうに私ども考えておるわけでございます。やはり簡保の法律におきましても確実というふうな事柄が書かれておるわ

けでございまして、そういうた確実な運用という点で、やはり株式というのは非常に価格の変動が激しいものでございますから、暴騰もあれば暴落もあるというふうなことで、大変難しい対象であ

るというふうに思いますし、また国が株主としての地位を取得して株主権の行使を通じて民間企業の経営に関与し得るというふうなことについてもやはり検討をする問題があるんではなかろうかというふうなことを申し上げさせていただいております。

○大木正吾君 大体しかし、あれでしよう、国自身が電株持つたり、いろんな株式持つてあるわけでしょう。同時に、今から五、六年前のそういう金融市場なり金融産業というか、そういうときと今とは大分状況というものが変化しているんじゃないですか。いずれにしましても、これしばらくは、恐らくアメリカの国債が返済するのに百年もかかるでしようし、日本だって百四十三兆にもなつちやうんだから、返済するのには恐らく百年かかりますよね。そういうものが残る限りは、やっぱり金融というものが相当大きな産業のシェアを占めるのは間違いないんですよ。そうしますと、やっぱりそれに絡んで最も有利な運用をしながら、言えば預金者の保護、加入者の保護等を考えることは当たり前のことなんですね。私は、だから理論的にあなたのおっしゃることが筋

が通つていれば別にここでもつて何回も繰り返し申し上げないけれども、共済組合とか厚生年金の掛金みたいに税金に準ずる厳しい取り立てをしているものについて、言えば株式も金銭信託も自由にやりなさい、こういうふうにやつてている部分が相当ありますから、國が經營するからといって、自由契約の簡易生命保険についてはそういうことを認めないのかと、こう詰めて聞いているんですがね。

それで、あなたが言っているのは常識論でもつて何のことないんで、ただ株は乱高下が激しいと。とんでもないじやないですか。乱高下が悪いですよ。これから数年の間は恐らく株は若干下がることはあったとしても、あんたが心配するような大変なリスクというものは大体生じないと私は見ているんですよ。そういうことを考へるから、簡易保険自身が民間の生保と競争するといつたってなかなかそういうものはないし、結局郵便年金の場合と同じですよ。バックにある資金の運用が狭まれば有利な商品提供はできないですからね。その問題のポイントのところを、どうしてそこが違うのかということを何遍も聞いてるわけで、あなたは常識論でもって、結果的にリスクが危ないからとおっしゃっているんですね。余りそういうことは今の時期では説得力ないです。もう少しあん筋道立てて私に對して答えてもらいたいし、答えがこれにはなかつたらまた別の機会に譲りますけれども、今の答えで納得できませんよ。

○説明員(石坂匡身君) 先ほど御答弁申し上げましたように、厚生年金につきましては、これは全額運用部に預託をされているというふうな形で運用をしておるところでございます。それから、事業団につきまして金銭信託があるというお話をございましたけれども、それは金銭信託についてはそういうふうな点についても、これが実態的には運用しないというふうなことになつておるというふうなことで承知をしておるところでございます。

それから、先ほど申し上げまして御了解を得られなくて大変残念なんですが、私ども

は国の特別会計事業としてやはり簡保というふうな事業が営まれているということに着目をいたしまして、やはり非常に価格変動の激しい、元本保証のない株式への運用ということにつきましては、大変不安がある、またこの企業の経営の支配権といふうな問題もあるというふうなことを御答弁さしていただいているわけでございますけれども

も、大変御理解が得られなくて残念でござります。

○大木正吾君 いずれにしても、事業団をつくつたってなかなかそういうものはない、それはやり方ありますから、いろいろこれからも議論する問題だらうと思いますが、きょうはこれでやめておきます。

最後に、余裕金問題については同僚議員に譲りま

して、財投研究会というものを持たれていますね。これについての資料をちうだいいたしたん

ですけれども、何かよくわかりませんが、住宅政

策金融とか農林漁業金融とか輸出入金融とか、そ

ういった個別の問題について意見が統いていまし

て、本質的な要するに財投資金の、言えば今後の

新しい金融事情なりあるいは経済状況に見合つ

た、もうちょっと抜本的な研究といふものをやつ

てるかなと思つて私は拝見したんですけども

も、なかなか新しいものらしきものはこれからは

拝見できないんですけどもね。これは今後とも

継続的にやつていくことになりますか。

○説明員(石坂匡身君) 財投研は理財局長の勉強

会といふことでつくりさせていただきまして

て、名古屋大学の飯田先生を中心といたしまして

十三名ばかりの先生方で、いわば自由に意見を述べていただきまして、幅広く勉強していただき

いるというところでございます。御指摘のように、

ただいまのところ、この財投の対象運用機関のあ

り方につきまして網羅的な勉強をさせていただいた

ところが、どうです。

○説明員(石坂匡身君) まだ別の問題点だけじゃないですか。こんなものじゃないはずですよ。財投研究会と言つからには、これの目的に書いてありますけれども、もつと財投自身の根幹に触れたものの議論があつてしかるべきであつたと思うけれども、それについては全然資料もよだいしてない。あつただけますか、どうですか。

○説明員(石坂匡身君) まだ別のところ別にそ

れけれども、これはまた貯金の議論のときにも関

連しますからちょっと申し上げさせさせていただきま

すけれども、いづれにしてもこういった研究会が

できる方向でどういうふうなところまで御研究を

なさるかといふことはまだ今の段階ではつきり

しないわけでございますけれども、もちろんこの

研究が深まりまして何らかの考え方が始まつて

くればそれは当然先生にも差し上げたいと存じま

す。

○説明員(石坂匡身君) この研究会がこれからどう

い方向でどういうふうなところまで御研究を

なさるかといふことはまだ今の段階ではつきり

しないわけでございますけれども、もちろんこの

研究が深まりまして何らかの考え方が始まつて

くればそれは当然先生にも差し上げたいと存じま

す。

○大木正吾君 大臣にもこれはお願いしておきま

すけれども、これはまた貯金の議論のときにも関

連しますからちょっと申し上げさせさせていただきま

すけれども、いづれにしてもこういった研究会が

できる方向でございますけれども、もちろんこの

研究が深まりまして何らかの考え方が始まつて

くればそれは当然先生にも差し上げたいと存じま

す。

○大木正吾君 これで終わりますけれども、要す

るにこれは研究会御自身は財投融資の仕組み全

体についてこれから洗いしていくわけですね。

そうしましたら、ぜひ郵政省がやっぱり財投資金

の大宗をなす資金を提供しているわけですから、

郵政省、当然郵政大臣等の意見も聞くなりあるいは

は担当局長の意見を聞く等の機会も得させていた

だきました、そして仕組みですからね、根幹に触

れた問題について研究されて、ぜひこの委員会等

に金の言えは微収される側を、主にそれを対象に

して投資する側についても、政府関係の五金融機

関が金を余してしまった問題とか、そういう問

題も含めて、もつと基本問題について、飯田君

だつたら当然研究機関はやつてはいるはずです。そ

れが何でこんなべらべら個別のものだけ資料を

こつちによこしたんですか。まだ別にあるでしょ

う。この研究会御自身が何か財投等について、新

しい金融事情に合わせてどういう運用をしようか

これが何でこんなべらべら個別のものだけ資料を

おきますが、どうですか。

○説明員(石坂匡身君) まだ別にあるでしょ

う。この研究会御自身が何か財投等について、新

しい金融事情に合わせてどういう運用をしようか

これが何でこんなべらべら個別のものだけ資料を

おきますが、どうですか。





法律上一定の限度額というものが定められております。今回も限度額につきましてはそのまま据え置いたわけでございまして、さらにそれに前回の引き上げからの物価の上昇率あるいは無審査保険の危険選択等の問題を勘案いたしまして、一定の期間を経過した者について、三百万円まで政令で増額するという制度にいたしたわけでございました。今後とも国民の期待にこたえられますようにこの限度額の改善につきましては十分配慮してまいりたい、そのように考えております。

○片山甚市君 納得できませんが、郵政省はかねてから、簡易保険の加入限度額は千八百万円を強く要求し、本年度予算の折衝段階では二千万円へ引き上げを最重要課題として取り組んできただと聞いています。今回の提案では、それが三千三百万円であり、しかもその対象は青壮年階層のみであり、若年層、特に高齢層では逆に限度が引き下げられているということであります。高齢化社会に移行しつつある中で保険需要がますます高額化を求めている情勢の中で、これでは十分と言えないと。現状ではニーズがないから下げたんだということですが、郵政省はそれについてどう答えられますか。

○政府委員(一木實君) 五十九年末の六十年度予算折衝のときにいろいろと、千八百万円ということでお願いいたしました、議論があつたところでございまして、その際に最終的に、簡易保険の実情を踏まえて成案を得るべく大蔵、郵政間で今後検討しなさいということになつたわけでござります。私ども、これを受けまして、簡易保険の実情を踏まえて成案を得るべく大蔵、郵政間で今後検討しなさいといふことになつたわけでござります。

年度で見ますと四七%にも達しております。そういったことで不十分ではあります、この公的年金の補完という形で郵便年金がお役に立っているんじやないかと思います。しかし、やはりこれから長寿社会を考えますと、豊かな生活というものを考えた場合に、国民の期待します限度額の改善につきまして十分配慮してまいらなければならぬと、そのように考えております。

○國務大臣(佐藤文生君) 六十一年の一月、私調べてみますと、前年同期に比べまして三五・四%、好調に推移しているという報告を受けておりますが、御審議いただいておるこの年金法の改正を機に、国民のニーズにこたえた新商品、サービスの提供に努めてさらに努力していただきたいと、こういうふうに考えております。

○片山甚市君 公的年金制度が高齢化社会を迎えて、改正じゃなくて改悪というか受取額が少なくなるし掛金も多くなるときでありますから、やはり郵便年金が個人年金として十分に役に立つよう改善をしてもらいたい、新商品と言われたけれども重ねて言つております。

そこで、長寿社会に向かつて公的年金に余り期待ができないという状況の中で、老後の生活安定のための手段として国民の自助努力による個人年金に対し、当然税制面での手厚い保護、配慮があつてよいと考えるんですが、現在個人年金に対する税制面での措置はどうなつておりますか、これは大蔵省。

○説明員(塩田薰範君) 現在の税制におきましては、老後生活の安定のための自助努力の援助、あるいは老後生活に対する相互扶助の推進と社会的連帯の意識の助長、そういうことに資するといふ観点から一般の生命保険料控除の対象とされておりますが、それに加えまして、昭和五十九年以降は別枠で五千円まで所得控除することになります。現行の制度はそういうことでございまして、この現在の控除額の水準というのは、現在の厳しい財政事情のもとにおきましては最大限の配慮を行つてい

るということを御理解をいただきたいと存じます。

○片山甚市君 理解はしませんが、個人年金の掛け金については保険料控除とは別枠で所得額からの掛け金控除制度が昭和五十九年から実施されていますが、中身は全く有名無実に等しい代物でございまして、所得額から五千円の控除をするということは、実際に所得税の面においては数百円の減額にしかならず、ズメの涙にもならないものであります。控除額は大幅に引き上げるべきであると思うのですが、郵便年金を所管する郵政省と、税制を所管する大蔵省からそれぞれ見解をまず承りたい。

その次に、年金に対する課税で問題なのは、年金契約者と年金受取人が異なる場合であります。夫が妻のために年金を契約し、やりくり算段して営々と掛け金を掛け続けた結果、年金受け取りが開始される段階になつて年金受給権の贈与があつたとみなされ、贈与税が課せられることになつております。一例によれば、三十六万円の年金、月額と百二十一万円もの税金が取られるということになります。すればわずか三万円ですが、受け取ろうとする得者のような場合、他に貯蓄性を有する財産が多くない者からは相当程度課税対象から控除されるべきだという強い要求がありますが、これについて郵政大臣、郵政省、大蔵両省からそれぞれお答えを願いたいと思います。

○政府委員(二木實君) 個人年金掛け金の所得控除の問題でございますが、私ども昨年の末、六十一一年税制改正に向けまして大幅な引き上げを要望いたところでございますが、財政事情の厳しい折から実現できませんでした。

先ほど来私ども、個人年金が公的年金を補完するものであるという建前からも税制上でも明確な位置づけが必要であるということで、今後もこの問題につきまして積極的に取り組む考え方でござります。

また、年金を妻が受け取ったということですかね。贈与税の問題でございますが、この問題につきましても、私どもこれから老後生活を考える場合に大変大きな問題であるうございます。しかし、これも先ほど申しましたような事情から、財政事務

情厳しい折から実現できなかつたわけでございまして、今回の郵便年金法の改正の中では、実はこの点については取り組みたいということです。繼續受取人が終身にわたりまして年金を受け取れるという制度改善を図つた次第でございます。これによりまして繼續受取人を妻と指定した場合に、従来で年金支給時に贈与税ということになりましたが、夫が死亡した際に繼續受取人になるわけですが、夫が妻のために年金を契約し、やりくり算段して贈与税の場合は各種の控除がありますので、そういう点から妻の老後が保障されるのではないか、そのように期待しているところでございま

す。

○説明員(塩田薰範君) 個人年金保険料と税制の関係につきましては、御承知のようにほかの類似の貯蓄といいますか、年金の信託等々いろいろ関連の商品がございまして、一般的の貯蓄との課税上のバランスをどういうふうに考えていくべきなのか、そういう問題がございます。そのほかに、先生御指摘のよしな公的年金なり企業年金なり、そういうもののを通じて、年金についての税制をどうするかという問題にもかかわってくるものだというふうに承知しております。

御承知のように、現在税制調査会におきまして税制の抜本的な見直し作業を行つていただいております。ところでおきますので、御指摘の問題につきましては、利子配当課税のあり方の問題、あるいは年金全体を通じた課税のあり方といいますか、税制のあり方、そういったものとの関連におきまして、所得税の課税ベースの問題も踏まえて検討しております。

それからもう一点、贈与税の御質問がございまして、現在の相続税法におきましては、例えば夫が郵便年金の掛け金を負担しておったと、妻が一定の期間にわたつて郵便年金の支給を受けることができる地位、受給権を取得した場合には、その年金の給付事由が生じた時点において妻が夫から年金受給権を贈与によって取得したというふうにみなし、贈与税の課税対象にしております。これらの妻の方が取得した年金受給権の取得は、民法上の贈与契約ということではないと思ひますけれども、実質を見ますと、これと全く同様の経済的な実態を持つておるということから、税の自主的な負担を持っておるといふことから、税の負担をいるものでございます。したがいまして、掛け金を負担することなく年金受給権を取得した、この場合で言いますと、奥さんの場合に贈与税の負担をお願いすることは、税制上合理的な措置であるといふふうに考えております。

○服部信吾君 最初に大臣にお伺いいたしますけれども、若干問題点についてお伺いをしたいと思います。

初めてに簡易生命保険法の改正ですけれども、実質的に一千万から一千三百万と限度額が上がつたということと、保険金額を贈額するための保険契約の変更、その他先ほどの家族保険等の改正、この三つが今回の改正の主な骨格となつておる。このようなことでありますけれども、すばり言つて大臣ね、この改正によってこの国民・加入者の受けけるメリット、これはどのようなところにありますか。

大臣ね、この改正によってこの国民・加入者の受けけるメリット、これはどのようなところにありますか。

○國務大臣(佐藤文生君) 簡保の面においては、限度額が上がつたということで、一応加入者のためになる改正案になると思いますが、郵政省としても考えておる限度額の千八百万円あるいは二千万円まで限度額はすべきであるという主張には沿わないでの、私にとっては不満足な結果に終わつておりますけれども、ステップ・バイ・ステップの

一步の前進という意味でお願いをしておるわけでございます。

○服部信吾君 そこで、ちょっと若干お伺いしたんですけれども、当初郵政省としては二千万、いろいろ大蔵と折衝して一千三百万になった、こういうことですけれども、ちょっと教えていただきたくですけれども、例えば四十歳の人がこれから契約すると、その場合にその場で一千三百万は入れるんですか。

○政府委員(二木實君) 現在、簡易保険に全然加入しないという方を想定いたしますと、契約をできる限度は一千万でございまして、あるいは一千萬でも八百万でもよろしうございますが、最高は一千万までの加入ができるわけでございます。その契約が有効に四年経過した場合に三百万円さらに加入できる、こういう制度でございまして、最初から一千三百万円にすばり入れるということにはならないわけでございます。

○服部信吾君 その辺がちょっと何となく納得いかないんですね。普通、限度額が一千三百万といふのであれば、当初私は一千三百万に入りたいと言えば入れるのが普通の保険じゃないですか、これはおかしいと思いませんか。

○政府委員(二木實君) 従来の限度額の考え方と

この金額に一遍に持っていくというのは問題であ

るうと、しかも現在の平均加入金額、その一番保障を必要とするところでも六百万であつて、約二〇%ぐらいが一千万という形でございますので、既に加入している方も多いということから、追加ができる上限が三百万円と、したがいまして、現在五百円に入っている方は新たにさらに八百万円加入できる、あるいは八百万円入っている方は五百万円に加入できる、そういうような制度にしたわけでございます。

○服部信吾君 なかなか簡明にすっきりしないんで、大蔵省とのもう妥協の産物みたいな気がするんですけどもね。

○服部信吾君 とにかく、だから結局加入して四年間までは一千円なんですね、これは一千万までなんです。四年たった時点で本人が入りたければ三百万乗せができるということですね。だから、この四年間を経過したという、この年度というのは、これははどういうところから出ているんですか。

○政府委員(二木實君) 契約が有効に経過した期間というふうに考えておりまして、その間に要するに新たに加入する際の問題が起きてないと、言つてみれば逆選択の危険性がないという期間でございまして、一般的に五年ぐらいが例えは完全にもう良質契約であるというふうに言つてよろしいわけですが、それを四年という形で区切つたわけでもございまして、四年間契約が有効に維持できればその方は何ら問題がないんで、さらに追加して加入していくだしても問題がないという、そういうふうに上げていく必要もあるらかと、そのようにも考えております。

○服部信吾君 民間の場合はもっと短いです。もその一千万に張りついている、要するに、既に満額になっているという方が二〇%ちょっとといふところでございまして、私ども二〇%というのは大変大きい数字だろうと思つております。しかし、無診査保険というところから、常に

ざいます。民間の場合も無診査保険はほぼ私どもと同じような一千円が限度になつております。

○政府委員(二木實君) 法定されております一回で加入できる最高限度一千万円、これを引き上げるということも必要だらうと思います。また、これからいわゆる社会経済状況の推移を見なければわかりませんが、現在の一千万円といふのが価値があるようでない金額でございまして、なかなかその一千万円という金額というものが議論の中でも、高い金額なんだ、例えは最近の週刊誌なんかに出でるわけなんですが、幼児に一千円という保険を掛けて云々というようなことがあるわけでございまして、一千万円という金額が結構高いというような認識も持たざるを得ない事象もあるわけでございます。

○政府委員(二木實君) したがいまして、この一千万円を限度としまして今三百円ですが、この政策で定めます金額を五百円あるいは八百万というふうに改正するといふことも一つの手段かと思ひます。また一方、一千円という限度額そのものを五千五百、二千円といふふうに上げていく必要もあるらかと、そのようにも考えております。

○服部信吾君 いずれにいたしましても、今一千三百万といつても本当に、先ほどお話をあつたように今のあれでいえば働き手が亡くなつた場合においては十分な保障とは言えないということになりますので、できる限り限度額の上乗せといふことを希望しております。それから、これもまた、民間の生命保険との競

合といふんですか、いろいろ大変なこれは聞いじやないかと私は思いますね。ある面からいえば、

私も大分保険に入っていますけれども、とにかく御熱心ですね。何だかんだ言つては、五、六本ぐらいいつて、うちでもふうふう言つていますよ。には五年経過しなければ無診査保険で加入できないうといふうになつていてるようございます。

○服部信吾君 そうすると、やはり例えばこれら限度額が千五百万とか千八百万と上がつて、いくとこうなつた場合、やはりこの四年というものが一つのめどになるわけですか。

○政府委員(二木實君) 法定されております一回で加入できる最高限度一千万円、これを引き上げるということも必要だらうと思ひます。また、これからいわゆる社会経済状況の推移を見なければわかりませんが、現在の一千万円といふのが価値があるようでない金額でございまして、なかなかその一千万円といふ金額というものが議論の中でも、高い金額なんだ、例えは最近の週刊誌なんかに出でるわけなんですが、幼児に一千円という保険を掛けて云々というようなことがあります。また加入者がふえるということが全体の加入者のプラスでございますので、一番の眼点はそういう未加入者開拓というところに眼点を置いております。

○政府委員(二木實君) また同時に、加入者の世帯で見てみると、主人の方々は生活の保障、万が一の保障ということが必要でございましょうし、奥様方もこれからいろいろ生活の節々の計画というのがあるようございますので、そういう節々に合つたような新しい商品も開発いたしましたので、そういう対象、あるいは子供の成長に合わせまして学資が必要になつてしまりますが、生計を維持しております。お父さんが亡くなつても後は保険料を払わないので学校に行く場合の学資が保険金として支払われるといった学資保険もあるわけでございます。そういうったもの等は特に新学期を目前にした場合にお父さんが亡くなつても後は保険料を払わぬで販売するように指導しているところでございま

す。

○服部信吾君 民間では年一回生命保険の月とかえらべキヤンペーンを張つたり、朝から集めてそ

れではあつとやつたり、大変な努力で、ノルマなんかも大変厳しいことをやつておる。特にこの下取り制度、車じやありませんけれども、大体五年ぐらい入っていると、今度新しくこういうのができて、これプラスこれなんかいですよとか、大変そういう面からいえば契約促進のために努力をしておる、こういうことありますので、先ほど大臣も、補完じゃないんだというようなことで強い姿勢で臨まるようありますけれども、ひとつ御努力をしていただきたいと思います。

それから若干伺つておきますが、これがらいよいよ高齢化社会ということですございますので、保険の制度のあり方というもののやつぱり時代の要請にこたえて変わっていかなくてはならない、こういう必要があるうかと思うんですけども、昨年の四月に国営任意生命保険の将来展望に関する調査研究会、これは簡易保険局長の私的諮問機関ですが、これが「生命保険事業の将来動向と簡易保険事業の役割」と題する提言を行つておりますけれども、この概要について御説明していただきたいと思います。

○政府委員(二木實君) 国営任意生命保険の将来展望に関する調査研究会から昨年の四月に提言がございましたが、その主な点は五点ございまして、一つは、効率的な経営の一層の推進を図るべきである。第二点は、消費者のニーズにこたえる商品あるいはサービスの充実を図りなさい。それから第三点は、資金運用のあり方の見直しを行ひなさい。また第四点は、加入者福祉施設の見直しを行ひなさい。第五点としまして、総合福祉システムの構築を行うように検討したらどうか。こういうことでございました。

今お話しした中の四点までは今までつたものの見直しなり推進でございますが、最後の総合福祉システムの構築という点は新しい問題でございまして、介護サービス等の給付を行える保険商品とその介護サービスを供給するシステムを統合したものを考えたらどうかというものでございまます。

○服部信吾君 この提言に沿つて郵政省としては、ただいま五番目に挙げられました介護等の福祉サービス、これをやつぱりこれから高齢化社会に向けて、この提言に沿つて進めていく、こういふことです。

○政府委員(二木實君) 研究会からこういう御提言をいただきましたが、この介護サービスといふのは現物給付つき商品でございまして、現物給付つきの保険といふのは新しい商品でございます。それで、さらにこの検討を進めるために、私ども現在、簡易保険郵便年金に関する調査研究会、同じような名前の研究会になりますが、その中で部会を四つも開きましたが、法律面あるいは商品面、あるいは公的な施設との関係とか、いろいろな面につきまして幅広い研究を行つておる最中でございまして、この夏には中間報告が出るという予定になつておりますので、この中間報告を踏まえましてさらに検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○服部信吾君 中間報告待ちということですけれども、例えは今言われたようなことをやるとなるとかなりこれは今までの保険と違つた役割になつてくるのじゃないか、これは当然高齢化社会を迎えての対応と、こういうことにならうと思います。

今までには、まさかのときじゃないけれども何かあつたとき、亡くなつたときとか事故を起こしたことにお金がおりた。それがなおかつ高齢になつてきただとき、例えはその方がお年を召したので入浴のお手伝いをしてあげるとか、そういう細かいことをこの保険に入るとやるんだと、こういうことです。

○政府委員(二木實君) 従来の保険でござりますと、例えはある一定の要介護の状態になつたらば保険金を支払いますというのが普通の制度でございます。しかし今核家族になつてまいりまして、お金をいただいても介護する人がいないというの非常に問題になつておるわけでございまして、

そうしますと、この保険に入つておればそういう状態になつた場合に介護サービスが受けられる、そういうような制度にしないといかぬわけでござりますが、その介護を提供するシステムというのを考えますと大変いろいろと複雑な問題が絡んでくるわけでございます。そういう点につきまして、これは郵政省だけで果たして可能なのかどうかという問題もあるわけでございますが、いろいろな面につきまして今その中間報告待ちという状態でございます。

○服部信吾君 ある面からいえば、今現在行革をやつておるということですから、これはかなり大きな組織をつくらないと、保険に入ったはいいけれども、変な話でされども、その方がぼけたり何かして入浴もできないのをいろいろ介護をしてあげるとか、そういうことまでやってあげなくてはいけないということで、まあこれは中間報告待ちということですけれども、やつぱりこれは地方自治体なんかにおいてはかなりそういう問題は老人福祉対策として、結構、寝たきり老人だとかそういう方たちに随分細かくやつてゐるわけですから、そういうことを思うとちょっと改革に反するのじゃないかというような気もするんですけれども、この点はどうですか。

○政府委員(二木實君) 我々、その人を膨らませて、そして云々ではございませんで、むしろそういったとき、亡くなつたときとか事故を起こしたことにお金がおりた。それがなおかつ高齢になつてきただとき、例えはその方がお年を召したので入浴のお手伝いをしてあげるとか、そういう細かいことをこの保険に入るとやるんだと、こういうことです。

○政府委員(二木實君) 従来の保険でござりますと、例えはある一定の要介護の状態になつたらば保険金を支払いますというのが普通の制度でございます。しかし今核家族になつてまいりまして、お金をいただいても介護する人がいないというの非常に問題になつておるわけでございまして、

やないかと思うんですね。七割は財投で三割が自主運営と、こういうことですけれども、財源的にはどうなるんですか。

○政府委員(二木實君) 当然保険事業でございまして、財源は保険料で確保するということをいたさなければならぬわけでございます。ただその場合に、要介護老人に対する公的な負担というのも地方法自治体等であるわけでございますので、そういうもののが補完にどのくらいのものが必要なのか、そいつたものにつきまして今研究会の中の分科会でいろいろと検討してもらつてはいる最中でございます。

○服部信吾君 決してこれに對して反対というんじゃないなくて、これからやつぱり新しい高齢化社会ですから、そういう今までの保険のあり方を変えしていくのもこれは当然のことだと思いますし、中間報告等をまた見させていただいて論議をさせていただきたいと、こう思います。

それからあと、「簡易保険に関する市場調査」、これは昨年の九月に行われておるわけですね。そして、生命保険の世帯加入率とか、生命保険の加入額の伸びとか、あるいは生命保険の加入目的、将来の生活上で最も不安なもの、簡易保険の新種商品に関する要望、こういうようなことで調査をされているわけでありますけれども、この結果についてお伺いしておきます。

○政府委員(二木實君) 毎年というよりもこれは三年に一度市場調査をいたしているところでござります。

この中で、私ども、特に新種商品の問題につきましては、特に対象を絞りましていろいろと聞いたわけでございますが、今までと違つて出てまいりましたのは、やはり何といましても、老人等が寝た切り状態になつた場合にその介護する保険が必要であるというようなもの、あるいはがんや心臓病の成人病を対象とした保険がほしい、あるいは今回の年金法の改正のときに盛り込んだわけでございますが、夫婦のいずれかが生きている限り年金が支給される制度にしていただきたいと、

そのような要望が高かったところでございます。

○服部信吾君 やつぱりこの新種の保険、今言われた内容の保険というのは大変今ニーズがあるんじゃないかと思うんですね。そういうことで、できるだけ前向きの姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

それから、この中で、民間に加入している方たちの考え方と簡保に入っている方たちの考え方

にちょっと違うようなあれがあるんですね。簡保の場合、加入目的、アンケートを見ますと、「万

一のときの家族の生活保障」、これが三七・八%、

ところが民間の場合は七三・四%と、かなり大きな聞きがあるわけですね。それからあと、「子供の教育資金」においては、簡保としては三五・九%、民保が一一・七%。この二つにおいて大差差がある。あとはほとんど民間も簡保も大して差はないんですね。されども、かなり差があるわけですね。それでも、この点のところはどのようにお考えでしょ。

○政府委員(二木實君) 一つにはこれは私どもの限度額の問題もあるうかと思うんですね。限度額が一千万円でございますので、一千万円だつたら「貯蓄をかねて」というような考え方方が割と強くなる点でございまして、そういった面で「貯蓄をかねて」というのが民間よりも高い。一方、民間の場合には有診査保険もございまして、高額な保険も入るわけでございますので、そういった場合に万一の生活保障というものは十分得られるということで、非常に民間保険はそちらに傾斜をしているのではないかと、そういうふうに考えられま

す。

先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、私どもの一つの主力商品に学資保険というものがございまして、そういった学資保険いろいろ説明しているということから、子供の教育資金というのが高い数字になつているのではないかと思われれる次第でございます。

それからまた、入院保険。入院費用というのはどちらも高いわけでございますが、私どもの方も

特約という形で入院費用を負担しております。そ

ういった関係から保険にプラス特約という形での加入が多いということからこういう数字が出ているのじゃないかと、そのように考えております。

○服部信吾君 次に、郵便年金法の改正について若干お伺いしておきますけれども、今回の改正によりまして、年金受取人が死亡した場合には、年金継続受取人が終身にわたり年金を受け取ることができる制度をつくることができた、これが主眼であると思いますけれども、その内容等、具体的に説明していただきたい。

○政府委員(二木實君) 今回の年金法の改正の主眼は、先生御指摘のように終身年金の継続受取人が終身にわたって年金を受け取れるというものでございまして、今までですと年金に夫が加入いたしましたとして、夫が契約いたしまして収入のない妻のために年金に入る。そうしますと、年金支給時に妻が、先ほどの大蔵の税務関係の説明ございましたように、年金受給権を贈与されたという形になりましたして、夫が契約いたしまして収入のない妻のために年金に入る。そうしますと、年金支給時に妻が、先ほどの大蔵の税務関係の説明ございましたように、年金受給権を贈与されたという形になります。

○政府委員(二木實君) 今は、契約人、契約者が夫でございまして、年金支給時には夫が受取人として年金を支給される。そして、夫が死亡した際には

したがいまして年金支給時には妻が終身にわたって年金を受け取ることができる。したがいまして、そこでは夫の受け取った年金を相続するという形になります。相続税の関係になりますので、ほとんど税制面で問題が起きてこないと

いうようなことから今回の改正を図った次第でござります。

○服部信吾君 今回の改正によって大変税制的にも非常に優遇を受ける、また終身にわたり受け取ることができる、こういうことで大変いいと思いませんけれども、この制度をつくるに当たって、やはりこれ掛金、これも相当高くなるんじゃないかな、こう思はんですか。

○政府委員(二木實君) 従来、契約者、そして受取人が一人だった場合よりも結局受け取る方が遅

続して一人になるわけでございますので、受取期間がそれだけ長くなるというふうに考えられます。

今私ども試算している段階でございますが、夫婦の年齢差によつても大変違つてくるわけでござります。単純に夫婦の年齢が同じとしたしまして、四十歳で加入いたしまして夫が六十から年金を支給されると。そして、夫が死んだ後も妻が引き続き年金を受け取るとなりますと、大体妻の方が寿命が長いということでおいまして、その場合に受取年数が夫だけに比べまして二五%ほどふえるという計算が立つております。したがいまして、その二五%だけ延びるわけでござりますので、これに対して掛け金をふやさなければいかぬわけです。大体二割程度の掛け金増になるんではないかと、そのように計算しております。

○服部信吾君 夫婦一人が生存している場合の生活費と一人になった場合の生活費は大変異なるということがあります。

民間保険では、夫婦二人の生存中は十割支給、一人になつたら七割支給、こういうような制度が考へられているようでありますけれども、郵政省としてはこのような制度はお考えになつておりますか。

○政府委員(二木實君) 現在各先生から御指摘いたしておりますように、年金額が最高七十二万円でございますので、これからこれを高額なものに持つていつた場合にはそういう制度も考える必要があるかと思いますが、現時点では同一といふように考えております。

○服部信吾君 終わります。

○山中都子君 簡保、年金法の改正の審議に当たりまして、これらを含む郵政のいわゆる外務活動の実情、それからお考えなどについて伺いたいと

思います。

昨年十二月に郵政省は関係労働組合に対して賃金や簡保に関する勤務時間の彈力的運用というものを提案されたと思ひますけれども、まずその趣旨と具体的な内容をお示しいただきたい。

○政府委員(二木實君) 現在貯金、保険の職員の勤務時間というものは平日で八時半から五時十五分、土曜日で八時半から零時三十分というふうになつております。私どもの営業というのはお客様と面談いたしまして初めて可能なまでございます。最近のお客様の在宅時間に大変な変化が生じておりますので、勤務時間を始まる時間あるいは終わる時間を繰り上げ繰り下げるなど、そしてまた土曜日の勤務を先ほど申しました半日勤務から一日の勤務に直すというふうなことを提案したところでございます。

○山中都子君 おたくの方で、昨年の三月ですとこれまでいたところを改めました事業改善計画、それによります

してもらいたいというか、何かそういうことがあつたんですか。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に関しましては、この資金を調達するために、その事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行できるというふうにしたところでございます。私どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行されます政府保証債も民間がすべて引き受けるということになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

います。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

どもと大蔵省の資金運用部は、民間の資金だけで

果たしてこれが十二分回つていくのかどうか、政

府資金として必要な面があればその政府保証債を

引き受けたらどうかということを考えておつたわ

けでございますが、最終的にはこの計画はすべて

民間資金で行うということでおいまして、発行

されます政府保証債も民間がすべて引き受けると

いうことになりましたので、私どもの資金がこれには活用されないということになつたわけでござ

ります。

○政府委員(二木實君) 東京湾横断道路の建設に

関しましては、この資金を調達するために、その

事業主体が特別法によりまして政府保証債を発行

できるというふうにしたところでございます。私

始業時刻及び終業時刻の繰上げ、繰下げ、土曜日の日勤指定等の勤務時間の弾力的運用を早急に実施するとともに、午後九時ごろまでの外野活動などが可能となるよう現行勤務時間協約の見直しを進める。

また、簡易保険事務センターにおいても、内務職の一部に始業時刻及び終業時刻の繰上げ、繰下げができるようになる。

こういうことが示されておりますけれども、当然のことでありましようけれども、今回の見直しというか、弹力的運用というのは、今私が読み上げました事業改善計画の中身を受けた形で具体化されるというふうに受け取つてよろしいのでしょうか。例えば、ですから午後九時ごろまで募集の仕事をできるようになるということになります。

○山中都子君 この問題は、一つは労使間の労働条件に関する協議事項という性格を当然持つております。ただそれだけにとどまらない社会的な側面を持つ内容でもあります。そういう点から私はきょうこの問題について取り上げるわけなんですけれども、こういう時間を変えることによって、例えばわかりやすいことで言うならば、労働者の側から言うと超勤手当がなくなるとか平常出勤で代休がとれなくなったり、そういう問題がいろいろ出てくるのだと思うのですけれども、それらのことは労使協議事項として今おくいたしましても、今確認いたしました夜九時ごろまで貯金や保険の勧説、募集、集金、これらのことができるようになるということをお認めになりました。

しかし、国民の側といふか、募集や集金をされる側に仮に立ちますと夜の一家団らんの時間だとか、あるいはおふろへ入つたりなんかしているそういう時間に訪問募集活動といふことで見えるということになるわけでしょう。そういうのはどうなんでしょうね。そういうふう

にこれからできるようにしていくといふのはちょっと逆行じゃないかといふ気がするんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(二木實君) 現在の家庭婦人の余暇の活用というんですか、そういうもの、あるいは御夫婦でお働きになつておられるというような世帯が多いということから、むしろお客様の方から勤務時間が五時じや困ると、五時以降にひとつ寄つていただけないかという事例があつておられます。また、私どもが行いました市場調査によりまして、も、簡易保険に入つてないという方々の理由の中に郵便局から勧説に来ない、会えない、だからわけでございまして、そういったことから考えますと、当然のことながら、こういった勤務時間の弾力化を図りまして、夜間の訪問といふものも簡易保険に入れない、こういう方が二〇%もいるわけでございまして、そういったことから考えて

ますと、当然のことながら、こういった勤務時間の弾力化を図りまして、夜間の訪問といふものも当然お客様との連絡も密にしてやりながら、そして営業活動をやらなくやならぬ時代になつてきましたと、そういうふうに考えておる次第でござります。

○山中都子君 労働条件上の問題は、先ほど申し上げましたように、仮に今の問題で横に置くとしてね、それはお客様の方で、夜——夜というか、夕方来てくれとか、そういうふうな御希望があるというふうにあなた方が個別に把握される分には、それはそういうことは常識的に考えられるというふうに思ふんですけれども、今までのところは全然やられてないわけじゃないでしょ。超勤なんかはできるわけでしょう。ですから私は、全体としてそういう勤務体制にしていくんだということがこの提案の中身の趣旨として出されているわけで、その辺がちょっと逆行じやないかなというふうに思ふんです。

例えば銀行でも行き過ぎた募集が世間のひんしゆくを買って、大蔵省も再三「金融機関の資金獲得行為について」などといふ通達を出して注意を喚起してきているわけです。例えば銀行側もその趣旨を受けて申し合わせをしています。

その辺は御承知ですね。

○政府委員(塩谷稔君) お尋ねの件でござりますけれども、これは私ども承知している限りでは、全銀協の事務連絡で言つて、勤務時間外の外訪活動は店内事務要員による勤務時間外の外訪活動の自粛をうたつたと。店内事務要員というのは、我々の用語で言うと内勤に当たるかと思います。いわゆる歩外担当職員による外訪活動まで自粛するとしたものではないと聞いておりまして、現にボーナス、退職金等の支給時期等におきましては、歩外担当職員による勤務時間外の外訪活動が行われているようであるというふうに承つております。

○山中都子君 例え四十五年十月十三日の全銀協の「業務管理等の改善について」という通達といふか、官庁言葉で言えば通達になるわけですが、これでござりますと、「行き過ぎた外訪活動の自粛」ということで、「休日出勤による外訪活動や勤務時間外における店内事務要員を含めた外訪活動等の行き過ぎた業務活動についてはこれを行なわないこととする」。それから、まさしく時間外集金の自粛については、既に実施しているけれども、「今後とも時間外集金については全廃することを目標として、逐次整理することとする」。こういうことが申し合わせられています。それから、またさらに五十二年八月二十三日に、同じように「土曜日の勤務時間外の外訪活動のあり方にについて」ということで出している中に、「土曜日の勤務時間外における外訪活動については、外訪担当者であると否とを問わず、必要やむを得ない場合を除き、これを行なわないこととする。」また「勤務時間」とは、各行所定の勤務時間を指すので、銀行間では若干の格差はあります。ただし時差出勤やシフト制の導入により、本申合せの趣旨に反する活動は行なわないこととす

○説明員(藤原和人君) お答え申し上げます。御指摘のごしましたように、金融機関の資金獲得行為につきましては、昭和四十年に「金融機関経営の刷新について」という通達を出したわけだと思います。それからさらに一昨年、五十九年に「金融機関の資金獲得行為のあり方について」という事務連絡をさらに発出をいたしました。行き過ぎた資金獲得行為の自粛というようなことを私どもとして求めておるわけでござります。

それから、委員が引用されましたように、全国銀行協会連合会におきまして、四十五年に「業務管理等の改善について」という申し合わせをいたしました。そこで「休日出勤による外訪活動や勤務時間外における店内事務要員を含めた外訪活動の行き過ぎた業務活動についてはこれを行なわないこととする。」という申し合わせがなされています。私どもといたしましては、このような通達等の基づきまして行き過ぎた預金獲得行為の自粛といふのを求めておるわけでございまして、このようないい處を踏まえて金融機関の経営が行われている

趣旨に反してはいけないと、そこまで書いています。

この点について、銀行の活動がどの程度までシニアにそれが守られているか、あるいはそれが守られていないくて問題がいろいろ起つてあるか、それらのことについては私も若干の情報は持つておりますけれども、今はこうした銀行での考え方、それから大蔵省の指導による申し合わせ、それはおられたものが現実に行われていて、大蔵省、政府としての通達の趣旨に反するというふうに思ふんですけれども、その確認を大蔵省の方、お願いします。

というふうに考へてもおりますし、期待もしてい  
るということです」といいます。

○山中都子君 これはちょっと大臣にも御見解を伺いたいんですけれども、今大蔵省も御答弁ありましたように、いろいろなそういう経過がありまして、銀行サイド、金融業者の中では、そうした行き過ぎた時間外の募集だとかそういうものについては自粛をするということで、かなり文面上はシビアな自粛を申し合わせてているわけですよ。私が最初に逆行じゃないかというふうに申し上げたのはそういうことなんですね。

それで、まさに、自粛を申し合わせているところに、郵政省の方で新たに今度九時までより募集したり集金したりすることができるようにならるとか、さまざまな勤務時間の体制、営業活動の

体制を変えることによって逆な方向に仕事を進んでいかせるようにしていらっしゃる。そういう内容がこの提案されている中にあるんじゃないかな。  
私はどうしても思うのですけれども、その点は

臣いかがお考えでございましょうか。  
○國務大臣(佐藤文生君) いろいろ考え方がある方がある  
と思うんですが、私の経験からいいくと、昭和四十九年に九段の宿舎に夜の七時半ごろ続けて郵便局

の人が来まして、初めて私は――何か一週間ぐらいい毎日宿舎の私の部屋を訪ねてきたというんですね。が、夜七時半にようやく私と会えたと。そういうことで、実は簡易寮裏に入りまして十年間隠されて

おるんです。その間、郵便局の人というのはなかなか相手に会えないなということで——十年間害はない私は会うことができないままやつてきて、そし  
て毎月毎月一円一千円足りずつ十一年間ばかり

て毎月毎月一亿万円近く十年間言ひとばに絶えずいた。そういうことで、今度初めて改正にならなくて、どうなつているんかなと言つたら、千三百万までできますといふときまで私は実は知らなかつ

た。なかなか会えるチャンスがなかつたというの  
が私の個人の経験でございました。

それを、積極的に勤務時間を変えることによつて、お客様の在宅時間とかいろいろな変化があるので、何とかして会うような時間をつくって頑張ります。

つて、いきたいという趣旨のよう郵政省は考え、フレキシブルな勤務時間に変えるということでお願いしているんだと、こういうぐあいに思っておられますので、この点は御理解をいただきたいと私は

千萬持っていますよ、何百万持っていますよ」といふやうな、そういう格好して夜暗くなつたところ歩くわけでしょう。私は、やっぱりこれは危険だと思ふんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

情があるから進めてみたらどうかという提案でございまして、したがいましてそれぞれの局におきまして実情に応じてこういった勤務の繰り上げ繰り下げを行うということになつておる次第でござります。

○政府委員(二木不實君) 今回提案しておりますのは、常時そういう形で夜間勤務するという意味ぢやございませんで、あくまでも官執勤務が基本でございまして、繰り上げ繰り下げる特例

的なものでございます。  
したがいまして、常時夜間に歩いているとい  
うことにはならぬと思うわけでございますが、し  
かし私ども日中、日没後も、どちらにいたしまし

ても職員の安全というものに対してもやはり第一に考えておられる次第でございます。

○山中郷子君 じゃ、ちょっと今御答弁に集中して、あらかじめお話をうながしてござります。で、それぞれの郵便局において実情に応じた防犯策を講じてまいりたい、そのように考えております。

て明らかにしていただきたいのは、午後九時ころまでもできるようにするという時間外勤務時間体制の強力化ですね。これはごく一部だというふうにおおっしゃっていらしたけれども、それはどううい

うふうに考えていらっしゃるんですね。それは今までたって超軽でやっていたわけでしょう。そういうことでは対応しないで、結局九時までできるようになりますというお考え方でこの弾力化というものの

をお出しになつてあるとすれば、それはどううう  
範囲でならやつてよろしいとか、そういうような  
お考えがあるわけなんですか。それともそれは各  
局の判断とかその事情に任せられるということ

○政府委員(二木寅君) 既に現行の就業規則上で  
なるのですが、その辺はいかがでしよう。

びの私どもの提案は全国的にひとつこういった事

く帰局するとかという形であらゆる防犯対策がとれるんじゃないかと、このように考えておりま

す。

○委員長(大森昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀井久興君、志村愛子君が委員を辞任され、その補欠として倉田寛之君、内藤健君が選任されました。

○山中郁子君 隨分それは無責任な話であつて、団体保険はそれだつたら五時以降は集金しないとかということになるんですか。どういう場合にそれがじやするんですかって、こう聞きたくなるわけです。

だから、私が基本的なことを言つているのは、そういう労働者自身も危険をあれだし、お金を取られちゃつて体や命に別状なくたつて、郵政省としてもそういう国民の財産をあれられるわけでしょう。そういう危険というのがふえていくようない形で勤務体制を変えるというのは、それはやはり逆行ぢやないですかということを申し上げているんです。

それで、これはたしか五十八年に簡保団体の集金人が自爆された事件がありましたわね。これについてはやつぱりこういう問題があるからと、一つは先ほど申し上げているわけね。これは犯人は捕まつたんですね。つまり事件としては解決したんですけど、この五十八年の事件です。

○政府委員(二木實君) 練馬署に聞きましたところ、犯人は捕まつていませんといふうに聞いております。しかし、この被害金になりましたものは受託団体によつて補てんされているところでござります。

○山中郁子君 だからさつき私が例えば数千万持つこともあり得ると申し上げたら、そんなに持つことはないと、こうおっしゃる。だけれども、団体の場合だつてあるでしょうと言つたら、今度団体の場合はそういうものは五時以降はしないと、

そういう歯どめというのは何があるならあるでちよつと説明していただきたいし、それは各局で良識的に適宜やるでしょうと、こういうお答えなんですよ。余りにもちょっと無責任な話じゃないですか

○政府委員(二木實君) 失礼いたしました。

団体につきましては、払い込みは委託でございまして、私ども職員が集金という形はとつてないわけでござります。したがいまして先ほどの団体の例は不適当だと思っておりますが、いすれにいたしましても、この勤務時間の繰り下げ等を行つた場合に、職員の営業活動予定地、予定地域といふものがわかるわけでござりますので、そういったものに対し管理者が事前に十分に把握されまして、また高額となつた場合には一たん帰局して引き継ぐというような手段等も講じさせながら、具体的な防犯対策についても指導してまいりたいと思っています。

○山中郁子君 やつぱり違うのね。具体的に聞くけれども、集金エリアが決まつていてるからといって、じやどういう予防措置を講ずるんですか。だれか複数で回るとかカードマンつけて回るとか、そういう危険がないように処置しますとおしゃるけれども、具体的にどういう処置をなさるわけですか。

現に、私が先ほど例を挙げた、これは団体の集金人の方だけれども、襲われてやつぱりお金取られているわけでしょう。それは何かもう少し説得できる防衛措置というんでありますか。

○政府委員(二木實君) 私ども外務員、一般の公務員としての職務を遂行しているわけでございまして、そういう面、日本の治安というのをどう乱れていいかというふうにも思つておりまして、しあちこちする時間がありませんから、その基本的な考え方で結構ですよ、大臣からお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(佐藤文生君) 週休二日制の拡大とか、家庭婦人の余暇の活動の活発化とか、共稼ぎ世帯の増加とか、そういう社会の変化が起こりましたので、勤務時間のフレキシブルなやり方で在宅時間に御相談に行くとか、あるいは事業所の昼休み時間に行くとか、土曜日あたりですね、何かそういうような柔軟な体制をとろうということでお願いしておるわけでございますので、職員の安全性については、これは各郵便局なり担当の者がその地域の事情に応じて大金を持たないで行くとか、

います。

○山中郁子君 何か警視庁の御答弁を聞いているが頻発しているわけですから。

だから、今私が伺つた限りでは、具体的にどうはないでしょうね、これだけいろいろな不祥犯罪が頻発しているわけですから。

わないのでしょうね、これがいろいろな不祥犯罪をとことですね、私伺いたいのは。

○山中郁子君 あと一言。

私が先ほどから申し上げることを今繰り返しません。それで、そうおっしゃるけれども、国民の側にそんなにたくさん夜来てくれというニーズがあるわけじゃないのよ。私は、それははつきり解明したいなと思ってるところありますので、それだけ一つ加えておきます。もちろんそういう方は中にはありますでしょう。終わりま

す。

○委員長(大森昭君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論は両案を一括して行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に発言もないようですが、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山基市君 私はただいま可決されました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・公明党・国民會議、

民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

及び郵便年金法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

政府は、両法律の施行に当たり、次の各項の

実施に努めるべきである。

一、長寿社会の到来等による国民の保険・年金需要の増大、多様化に対応するため、新種商

品の開発を一層推進するとともに、簡易生命

保険及び郵便年金の加入限度額引上げについ

てもさらに努めること。

一、金融自由化の進展等に対処し、加入者利益の一層の増進を図るため、積立金の運用範囲の拡大及び余裕金の直接運用等資金運用制度の改善に努めること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(大森昭君)　ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(大森昭君)　全会一致と認めます。よって、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤郵政大臣。

○国務大臣(佐藤文生君)　慎重な御審議をいただきまして、たまたま簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後簡易保険、郵便年金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございました。

○委員長(大森昭君)　なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君)　次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(佐藤文生君)　電波法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

藤郵政大臣。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐

藤郵政大臣。

○國務大臣(佐藤文生君)　電波法の一部を改正す

る法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

藤郵政大臣。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐

藤郵政大臣。

○國務大臣(佐藤文生君)　電波法の一部を改正す

る法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

藤郵政大臣。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐

藤郵政大臣。

ついても、郵政大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならないこととし、同改正条約の発効に備えることとしております。

第二に、外国人、外国の法人、外資系企業等の開設する無線局につきましては、従来より、これらものに陸上移動局、携帯局等の免許を与えることができることとしておりますが、近年の我が国内外の国際化の進展に対応し、外国人等の日常生活、または社会活動、経済活動になお一層資するため、無線機器移動局、陸上移動中継局、無線呼出局等の陸上に開設する無線局についても外国人等に免許を与えることができるようその範囲を拡大する措置を講ずることとしております。

なお、この法律は昭和六十一年七月一日から施行することとしておりますが、新たに型式検定の対象とされた無線設備の機器の型式検定は、この法律の施行前から実施することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいます。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

備審査のため付託された。(予

四月八日本委員会に左の案件が付託されました。(予

備審査のため付託された。(予

一、電波法の一部を改正する法律案

まず第一に、この条約の附屬書の改正により主

管庁の型式承認を要する無線設備の機器として、

新たに救命艇用無線電信、生存艇用非常位置指示

無線標識、双方向無線電話が追加されましたが、

これら船舶に施設する救命用の無線設備の機器に

昭和六十一年四月二十一日印刷

昭和六十一年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E